

平成26年度 秋田県知的障害者福祉協会 事業計画（案）

【活動方針】

1. 障がい者の人権擁護と啓蒙活動の強化

平成23年の障害者基本法の改正に始まり、障害者虐待防止法の成立（23年）、障害者総合支援法の成立（24年）、障害者差別解消法の成立（25年）等、障がいのある人たちを取りまく環境は大きな変革期にある。また本年1月20日、わが国は障害者権利条約の締約国となった。本会は知的障がいのある人たちの最も身近にある施設・事業所を会員とする団体として、県民の知的障がいのある人たちに対する理解の推進に向けた活動を行うとともに、障がいのある人たちが社会を構成する一員としてその尊厳が重んぜられ、あらゆる分野への参加の機会が保障され、その尊厳にふさわしい生活を送ることが可能となる社会の実現に向けた活動を行う必要がある。こうした観点から従来の活動とともに、ホームページやフェイスブックの開設を行う。

2. 重度化・高齢化社会等への対応

本県は高齢化が特に進行しており、障がい者においても同様である。支援・介護技術の専門性が求められており、さらには「終の住処」としての福祉施設の役割が求められるようになってきている。また自閉症や行動障がい者も増加傾向にあり、専門的な支援や生活・活動場面での構造化、さらには医療保健との緊密な連携が求められている。本県のこうした実情に対応するため、先進施設の視察や支援・介護技術の構築が図られるよう、秋田県知的障害児者生活サポート協会と連携して研修等を実施する。

3. 地域福祉の拠点として

政府の「規制改革会議」、厚生労働省の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」等においては、社会福祉法人の適正な運営の確保、営利法人とのイコールフットイング等についての議論が行われている。会員の多くを占める社会福祉法人は、高い公共性と社会的責任を担っており、障がい福祉サービスを利用される方々への直接的なサービスにとどまらず地域福祉の拠点として様々な社会貢献・地域貢献に寄与していくこととする。更には会員相互の緊密かつ有機的連携のもと、協会組織が一体となって事業・活動を推進するため、他の障がい団体と連携して、知的障がい福祉の一層の充実を図るものとする。

【事業計画】

1 会議の開催

- | | |
|------------|-----|
| (1) 総会 | 年1回 |
| (2) 正副会長会議 | 随時 |
| (3) 施設長連絡会 | 年1回 |
| (4) 理事会 | 随時 |

2 研修会の開催

- (1) 健康管理支援スタッフ研修会
- (2) 活動支援スタッフ研修会
- (3) 事務担当職員研修会
- (4) 先進地視察研修

3 スポーツ交流会の実施（県委託事業）

県内3地区を会場とするスポーツ交流会を実施する。

4 レクリエーション教室の実施（県委託事業）

- (1) レクリエーション教室
- (2) スポーツレクリエーション教室（秋田県手をつなぐ育成会担当）

5 ソフトボール交流会の実施

6 募金運動の展開

「私たちも参加しよう募金運動」を展開する。

7 他団体との合同協議会の開催

秋田県手をつなぐ育成会と共催で協議会を開催する。